

付録 2 取引慣行と法規定

付録 2 取引慣行と法規定

1. 独禁法と下請法

「改善を要する取引慣行」とはどのようなものでしょうか。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独禁法)第 19 条では、取引上優越した地位にある事業者が、その取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を、優越的地位の濫用として禁止しており、これに抵触する取引慣行が「改善を要する取引慣行」にあたる考えられます。しかし、取引に際して価格その他の取引条件について厳しい交渉がおこなわれることは当然で、どこからを「不当」とするかは程度問題的なところがあり、一概には言えません。

しかし、独禁法の補完法である下請法では、きわめて弱い立場にあると考えられている下請事業者を保護する目的で、発注者側である親事業者がしてはならない事項を明確に規定しています(その内容については次項で解説します)。

とは言え、わが国繊維業界には、独禁法でいうところの「優越的な地位の濫用」に該当し、または該当する可能性のある不公正・不合理な取引慣行・取引条件が多種類存在しており、このことが、わが国繊維産業の高コスト構造や大きな需給ギャップを招いた大きな原因の一つであると指摘されています。このことも原因のひとつとなって、わが国繊維産業の国際競争力は低下し、輸入浸透率は高まり、輸出は低迷し、国内生産の縮小を招いているわけです。

わが国繊維産業が今後、激しさを増す国際競争にさらされながらも、健全な姿を保っていくためには、このような不公正な取引慣行・取引条件を是正していく必要があることは言うまでもありません。そのためには、個別企業がその取引先と粘り強く交渉していかねばならないことはもちろんですが、業界慣行的になっているものについては業界団体間でも交渉を進める必要があります。

なお、公正取引委員会では平成 13 年 9 月に、「繊維製品に係る取引における優越的地位の濫用行為に関し下請法または独占禁止法上問題となる事例」を取りまとめて発表しており、当事業団ではその内容につき公正取引委員会の協力を得て繊維産地、集散地等で普及活動を展開しています。内容は公正取引委員会の下記ホームページでも閲覧できますので、ぜひご覧になってください。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/01.september/01092801.pdf>

2. 親事業者の義務と禁止事項

前節で述べた、下請法に規定されている親事業者の4項目の義務と9項目の禁止事項を簡潔に表形式で提示すると図表 2.2.1 の通りです。

下請法規定概要

親事業者の義務	1. 書面の交付義務	発注に際して、給付の内容、下請代金の額、支払期日などを記載した書面を交付すること。
	2. 書類作成・保存義務	給付の内容、下請代金の額、支払期日などについて記載した書類を作成し、2年間保存すること。
	3. 下請代金の支払期日を定める義務	支払期日は、納入物品等を受領した日から60日以内で、できる限り短い期間内とすること。
	4. 遅延利息支払い義務	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、納入物品等を受領した日から60日を超えた日から実際に支払をする日までの期間について、未払い金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払うこと。
親事業者の禁止事項	1. 受領拒否の禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに注文した物品等の受領を拒んではならない。
	2. 下請代金の支払遅延の禁止	下請代金は、納入物品等を受領した日から60日以内の支払期日までに支払わなければならない。
	3. 下請代金の減額の禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのにあらかじめ定めた下請代金を減額してはならない。
	4. 返品禁止	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに受け取った物品を返品してはならない。
	5. 買ったたきの禁止	類似品または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めてはならない。
	6. 強制購入の禁止	親事業者は下請事業者に対し指定する物等を強制的に購入させてはならない。
	7. 報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取り扱いをしてはならない。
	8. 有償支給原材料の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、下請代金の支払期日より早い時に相殺したり支払わせたりしてはならない。
	9. 割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形(繊維業においては手形期間が90日を超える手形)を交付してはならない。

注1：下請法は独禁法における「優越的な地位の濫用の禁止」を下請取引について具体的に規制しており、違反企業に対しては調査・検査のうえ罰金、勧告、違反内容・社名の公表などの措置がとられます。下請取引以外の取引で「優越的な地位の濫用」があった場合は、裁判等で争われることとなります。円滑な取引の展開のためには、発注者側には優越的な地位の濫用をしないよう自己規制が求められ、受注者側には問題があった際、先ず業界団体等を通じて発注者側業界に協議を申し入れるなどのアクションが望まれます。

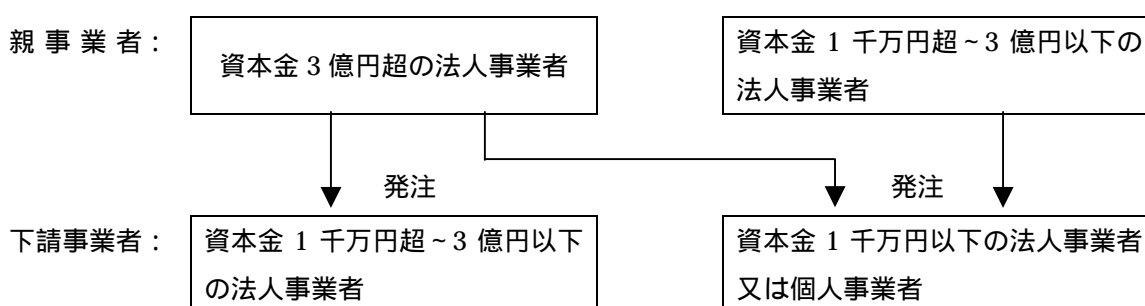
注2：下請法での「下請取引」「親事業者」「下請事業者」の定義は次の通りです。

発注企業が規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造(加工を含む)を受注企

業に依頼するような場合で、 資本金 3 億円超の企業が資本金 3 億円以下の企業に物品の製造・修理を委託する場合、あるいは 資本金 1 千万円超 3 億円以下の企業が資本金 1 千万円以下の企業に物品の製造・修理を委託する場合、発注側が「親事業者」、受注側が「下請事業者」となります。

したがって、アパレル企業の自主企画商品を小売企業が発注するようなケース、繊維企業の標準的な糸をテキスタイル企業が発注するようなケース等は「製造委託」に該当しません。これに対して、小売企業がデザインやブランド等を示してアパレル企業に発注するケース、アパレル企業が縫製企業に型紙を示して縫製発注するケース、テキスタイル卸企業が織物設計を指定して織布企業に生産発注するケースなどは「製造委託」に該当します。この場合、取引が売買形式か、賃加工形式かは関係ありません。

親事業者と下請事業者の関係を図示すると下図の通りです。



3 . 改善を要する取引慣行とは

繊維業界においては、このような独禁法、下請法の規制を踏まえ、繊維産業内に見られる各種の取引慣行のうち、法に抵触するもの、程度問題ながらも度が過ぎれば法に抵触すると考えられるものを取りあげ、それらの改善を図るため、さまざまな努力がおこなわれてきています。現在、そのような努力の中心となっている組織は、繊維産業流通構造改革推進協議会（略称 SCM 推進協議会）の取引近代化推進委員会であり、同委員会が取りあげている「改善を要する取引慣行」およびそれらの具体的な内容は次の通りです。

改善を要する取引慣行とその内容

大分類	小分類	内 容
書面契約 関連事項	無書面取引 1.取引基本 契約書なし	わが国の法律上は、取引企業相互間で合意が成立すれば、それで契約は成立し、必ずしも書面に合意内容を書き留めておく必要はない。しかし、書面がないと後日トラブルが発生しやすいため、書面により契約を結ぶことが望ましく、繊維業界でも書面契約の普及が目指されている。 継続的な取引関係にある企業間では、取引に関する基本的な事項を取り決めた取引基本契約を締結しておくことが望ましい。繊維産業では基本契約書モデルが数種類、提示されている。
	無書面取引 2.個別契約 書なし	取引が行われるつど、合意した内容を記録する契約書。伝票形式であることも多い。業界によっては契約書モデルや統一伝票様式を提示している。
価 格 関連事項	後値決め	企業が、市況の変化等によるリスクを避けるため、値決めをしないまま受発注を行うこと。価格だけでなく、数量あるいは価格・数量の両方を曖昧にしておくケースも含まれる。具体的には、個別契約・発注を意味する加工指図書、伝票等に価格（または数量）の記載がないまま、製造・加工に着手したり、商品の手配を進めることを言う。リスクの負担をめぐって優越的な地位の濫用につながりやすい。 契約にあたっては買い手企業に価格、数量を明確にするよう求めることが必要である。また、正式な発注と発注予定の開示とを区別することも必要である。
	契約後の値 引き	商品の受渡しがあった後の値引き要請は、（売り手企業に瑕疵や契約違反がなければ）不当な値引きとして問題になる。買い手から値引き要請を受けた場合には、その理由を調べ、責任の所在を明確にするとともに、独禁法、下請法等の違反がないかチェックする必要がある。販売政策として価格変更を認めるケースでも、基本ルールを事前に明確にしておくべきである。
決済条件 関連事項	売掛期間	決済条件の1つ。下請法では、売掛期間（製品受領日から現金または手形交付日までの期間）は60日以内の出来るだけ短い期間と定めている。 強い立場にある買い手企業は、弱い立場にある売り手企業に金融面でのしわ寄せを押し付けがちであるが、決済条件の悪化は企業の手許資金の流動性を弱め、経営の安定性を阻害するので、十分な注意が必要である。具体的には、個々の契約の際に、締切日、代金支払い、現金・手形の起算日、手形の指定決済日、金利負担の方法等、決済の方法について明確にしていくことが必要である。
	現金比率	決済条件の1つ。総取引高に占める現金取引の割合で、これが大きい方が望ましい。
	手形サイト	決済条件の1つ。手形交付日から決済日までの期間のことで、下請法では90日以内と定められている。

決済条件 関連事項 (続き)	金利負担	決済条件の1つ。製品受領日から実際に支払をする日までの期間についての金利は、当事者双方の話し合いにより合理的に負担を決める必要がある。下請法では、製品受領日から起算して60日経過した日から実際に支払をする日までの期間につき、年率14.6%の金利を支払う義務を課している。
引 取 関連事項	引取遅延	需要予測違い、保管場所不足等の理由により、買い手企業が商品の引き取りを延ばすものである。このような場合、買い手側の事情によるにもかかわらず、適正な保管料、違反金等が支払われないといった問題が生じがちで、その改善のためには、契約時に納期、納入商品の数量等について明確にした書面契約を締結し、引取が遅延した場合には当事者間の協議を行い、発生した損害が適正に補填されるような慣行の定着を目指す必要がある。
	引取拒否	需要予測違い、保管場所不足等の理由により、買い手側が商品の引き取りを拒否するものである。引取遅延の項参照。
	不合理な品質クレーム	市況が悪化すると、品質クレーム(に名を借りたマーケットクレーム)が増加する傾向があり、不良品と強弁して返品や値引きが行われがちである。 商品受け渡しに関する検査基準を明確にし、問題発生時には検査機関等に相談するなど、対策をとる必要がある。
	返品	買取契約の場合で、売り手側には商品の瑕疵などの責任がないのに、市況の悪化、在庫調整といった買い手側の都合で返品が行われることが問題となる。その改善のためには、事前に契約形態(買取仕入れか委託仕入れか)や取引条件を当事者間で明確にしておくこと、返品を許容する場合には事前に返品理由、返品条件、返品手続き、品質判定ルール等を明確に取り決めておくことが望ましい。
物 流 関連事項	多頻度小口 配送の要請	過度の小口多頻度配送の要請によるコストアップの負担が適正に行われない場合、問題となる。
	保管費用負担	QR化や情報化への対応に伴って、それらの本来の狙いとは逆に保管、物流、受発注、販売促進等の費用の増大を招く場合が多く、その費用分担について取引上の弱者が増分コストを押し付けられやすいという問題がある。このため、公正で合理的・効率的なルール作成に努め、契約時に当事者間で負担方法等を明確にすることが必要である。
	配送費用負担	保管費用負担の項参照。

営業協力 関連事項	歩引	売り手に対して包括的、継続的に一定率の値引きを求める慣行である。これは買い手が取引上の優越的地位を利用して、その利益を保証したり、販売促進費用や物流コスト等の転嫁を行う手段になっており、取引を不透明にすること、会計処理をいたずらに複雑化することなどの理由から、廃止すべきものとされている(昭和51年「繊維取引の改善についての報告」繊維取引改善委員会)。
	歩積	商品価格の一定割合を包括的、継続的に売り手に積み立てさせ、一定期間預託しておくという慣行である。歩引と同じ理由で廃止すべきものとされている。
	従業員派遣	百貨店等の取引において多く見られる。従業員派遣を行うことは、メーカーや卸売業者にとって自社商品の推奨ができる、消費者のニーズの把握ができる等のメリットがあるものの、逆に小売店が仕入れた商品の販売責任が不明確になる、派遣店員が本来業務以外の業務を強いられる等の問題も見受けられる。派遣条件等についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。
	協賛金負担	買い手企業の販売促進のための宣伝費の一部を売り手に負担させるものである。このような費用負担の決済は本来、合理的な算定に基づいて価格に反映したり、または別立てで決済されるべきものであるが、曖昧に処理されるケースが多いのが問題である。
	見本費負担	商品開発用や展示用として買い手企業が売り手企業から取り寄せたテキスタイルやアパレル等を、見本として無償にさせるものである。本来は有償とすべきであり、無償とする場合でも、事前によく話し合っってその範囲などを明確に決めておくべきである。
	押付販売	買い手企業が売り手企業に対し、買い手企業の商品、サービスの購買を強制するものである。商品以外にも研修旅行参加、保険加入、カード会員加入なども事例として報告されている。基本的に廃止を目指すべきものである。
	リベート	メーカー、卸が商品の販売先の販売インセンティブ附与等を目的として、一定期間内の取引額に応じて期間終了後に販売先に対して支払うものである。リベートの体系は、複雑で支給基準が曖昧なことが多いので、実際の仕切価格が曖昧になったり、単品利益管理を阻害することがある等の問題がある。契約書等による支給基準の明確化、透明性確保が必要で、また体系の簡素化を図ることが望まれる。